

○環境省告示第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省
環境省令第
二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境
大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境
省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関
する法律施行令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行の日（令和八年 月
日）から適用する。

令和八年 月 日

環境大臣 笹川 博義

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重
傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等) 第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一～六 七 <u>Chelydra</u> 属（カニシキガメ属）全種 イ～ホ （略） ハ～九 （略） 十 <u>Diploderma swinhonis</u>（スウインホーキノボリトカゲ）、	(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等) 第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一～六 七 <u>Chelydra serpentina</u>（カニシキガメ） イ～ホ （略） ハ～九 （略） 十 <u>Japalura swinhonis</u>（スウインホーキノボリトカゲ）、

Anolis allogus (トヘコス・トネロシス) ´ *Anolis alutaceus*
 (トヘコス・トネタタヒス) ´ *Anolis angusticeps* (トヘコ
 ス・トノシスヒトヤヒス) ´ *Anolis carolinensis* (シコーノ
 トヘーネ) ´ *Anolis equestris* (トヤノトヘーネ) ´ *Anolis*
garmani (オートノトヘーネ) ´ *Anolis homolechis* (トヘコ
 ス・ホホノサス) 及び *Anolis sagrei* (トノヒノトヘーネ)

ヤノホ (語)

十 | *Boiga* 属 (オオカサノ属) 全種並に *Elaphe taeniura*
friesi (タヤノノスノホ) 及び *Protobothrops mucrosquamatus* (タ
 ヤノノノ)

ヤノホ (語)

十 | *Anaxyrus cognatus* (トノヘノノスノサスヒネ) ´ *Anaxyrus*
punctatus (トノサノノスノサスヒネ) ´ *Anaxyrus quercicus* (オ
 ノノスノサスヒネ) ´ *Anaxyrus speciosus* (トノサノノスノサスヒネ
) ´ *Duttaphrynus melanostictus* (ノノシノノスノサスヒネ) ´
Rhaebo guttatus (サノヤノノスノサスヒネ) ´ *Rhinella*
margaritifera (ノノノノスノサスヒネ) ´ *Rhinella marina* (オオ
 ノスノサスヒネ) ´ *Sclerophrys regularis* (トノノノスノサスヒネ)
 ´ *Osteopilus septentrionalis* (サノヘノノノノスノサスヒネ) ´
Eleutherodactylus coqui (ノノサノノノノスノサスヒネ) ´

Anolis allogus (トヘコス・トネロシス) ´ *Anolis alutaceus*
 (トヘコス・トネタタヒス) ´ *Anolis angusticeps* (トヘコ
 ス・トノシスヒトヤヒス) ´ *Anolis carolinensis* (シコーノ
 トヘーネ) ´ *Anolis equestris* (トヤノトヘーネ) ´ *Anolis*
garmani (オートノトヘーネ) ´ *Anolis homolechis* (トヘコ
 ス・ホホノサス) 及び *Anolis sagrei* (トノヒノトヘーネ)

ヤノホ (語)

十 | *Boiga cyanea* (ノノノノオオカサノ) ´ *Boiga cynodon* (ヤ
 ノシノオオカサノ) ´ *Boiga dendrophila* (トノシノノヘノノノ) ´
Boiga irregularis (ノノノノオオカサノ) ´ *Boiga nigriceps* (オ
 ノノオオカサノ) ´ *Elaphe taeniura friesi* (タヤノノノスノホ)
 及び *Protobothrops mucrosquamatus* (タヤノノノ)

ヤノホ (語)

十 | *Bufo cognatus* (トノヘノノスノサスヒネ) ´ *Bufo guttatus*
 (サノヤノノスノサスヒネ) ´ *Bufo marinus* (オオノスノサスヒネ) ´
Bufo melanostictus (ノノシノノスノサスヒネ) ´ *Bufo punctatus*
 (トノサノノスノサスヒネ) ´ *Bufo quercicus* (オノノスノサスヒネ
) ´ *Bufo regularis* (トノノノスノサスヒネ) ´ *Bufo speciosus* (ト
 ノサノノスノサスヒネ) ´ *Bufo typhonius* (ノノノノスノサスヒネ)
 ´ *Osteopilus septentrionalis* (サノヘノノノノスノサスヒネ) ´
Eleutherodactylus coqui (ノノサノノノノスノサスヒネ) ´
Eleutherodactylus johnstonei (ノノノノノノノノノノノスノサスヒネ) ´

Eleutherodactylus johnstonei (シロハシノコヤシガヘ)

’ *Eleutherodactylus planirostris* (オハシノコヤシガヘ) ’

Kaloula pulchra (トシロシノヤシガヘ) 及び *Polypedates leucomystax* (シロトノヤシガヘ)

ヤシガヘ (註)

十三 *Lithobates catesbeianus* (オハシガヘ)

ヤシガヘ (註)

十四～二十三 (註)

Eleutherodactylus planirostris (オハシノコヤシガヘ) ’ *Kaloula*

pulchra (トシロシノヤシガヘ) 及び *Polypedates*

leucomystax (シロトノヤシガヘ)

ヤシガヘ (註)

十三 *Rana catesbeiana* (オハシガヘ)

ヤシガヘ (註)

十四～二十三 (註)